

## 《図面謄本交付期間短縮請求に必要な添付書類について》

道路台帳図又は道水路等境界調査図の図面謄本請求が、土地家屋調査士、土地家屋調査士法人又は測量士から行われた場合において、次により作成された資料が添付され、現地と本市管理図面との整合が確認できるときは、交付までの期間を2週間程度でお取り扱いいたします。

(※) ただし、「横浜市境界調査図等の証明等に関する事務取扱要領」の各要件についても満たすことが必要です。

### ○ 現地実測図（道路台帳区域線図又は道水路等境界調査図の写しに記入）

- ・ 必ず道路台帳区域線図又は道水路等境界調査図の写しに実測値を記入してください。
  - ※ プロット図や地積測量図を新たに作成する必要はありません。
  - ※ 1/500 で読み取れない箇所については、1/250 や 1/100 で別途印刷したものに記入してください。
- ・ 請求対象地、証明範囲、境界標種類及び実測値を必ず赤色で明記してください。
- ・ 境界標に点番号が付されていない場合は、任意の点番号を赤色で付してください。
- ・ 現地実測は、請求対象地の対側地を含め、証明範囲の1点先まで行ってください。
- ・ 現地の状況が変化する場合がありますので、現地実測及び境界標の写真撮影は、請求日以前3か月以内の直近日に行ってください。
- ・ **土地家屋調査士又は測量士の記名・資格登録番号の記入により、現地の状況及び実測結果について相違ない旨の証明をしてください。**
  - ※必ず、現地実測図に記載してください。 《記載例等は裏面参照》
- ・ 三つ折り等の方法により、A4版に折りたたんでください。

### ○ 境界標の写真

- ・ 証明範囲の境界標（点）が確認できるよう、遠景及び近景の写真を添付してください。
- ・ 現地実測図の点番号（任意の点番号を付した点については、付した点番号）と対照できるよう、写真に点番号を記載してください。
- ・ 遠景の写真には、境界標の位置が確認しやすいよう○印をつけてください。

# 道路台帳区域線図



## 【現地実測図記入例】

137-42  
MD14-4-42

137-43  
MD14-4-43

港南区

境界標の種類と実測距離を赤色で記入  
(境界標の種類記入例：市石、民石、鋳物、市プ、民プ、市鋳、民鋳、プラ、木杭、ペンキ、刻み)

点番号がない場合は、  
任意に付して赤字で記入

請求対象地

鋳物 15.50  
市石 14.45  
市鋳 12.01  
刻み 27.90

証明範囲  
(写真添付範囲)

148-2  
MD24-2-2

148-3  
MD24-2-3

上大岡西三丁目

【土地家屋調査士又は測量士の証明】  
下記のとおり、現地実測図に記載してください。

本件請求に係る現地の状況・実測結果については、本図面に記入のとおり相違ありません。

資格登録番号 -

○年○月○日  
土地家屋調査士又は測量士名



- 【道路台帳区域線図について】
- 区域線図は、道路(または水路を含む場合もある)の区域を表した図面です。
  - 区域と隣接する土地との境界点及び、境界点間の距離を記載しています。
  - 区域線図は全ての道路について記載されているわけではありません。
  - 記載されていない箇所については、土木事務所で道水路等境界調査図の有無の確認をお願いします。
  - ※市境の道路の境界調査図については、道路調査課調査係で確認して下さい。
  - 図面に記載されている市、区及び町境界線、筆界及び地番については、公図を参考に記載されたものであり地権者間の権利関係を表しているものではありません。

横浜市道路局

印刷日：2022年11月18日

この地図成果は、国土交通省国土地理院の承認を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して調製した道路台帳図の一部を印刷したものです。

## 【写真添付例】

形状が判別しづらい境界標については、  
ペンキを塗布する等、写真で境界点の位置が確認できるように撮影してください。

点番号K1

遠景



近景



点番号70

遠景



近景



点番号94

遠景



近景

